

事例 25

●性 別 ……………男性

●年 齢 ……………65 歳

●介護環境 ……………居宅

●最も類似する状態像の例 ……… 3－8

●要介護度変更 ……………要介護 5→要介護 3

●審査及び判定の概要

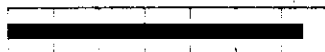
平成 11 年に脳出血が発症し、失語症、右片麻痺に対し、現在リハビリテーションを行っている事例。

介護認定審査会では、麻痺拘縮、移動、特別介護などの項目について、特記事項の内容も含めて検討が行われた。また、日常生活自立度の組み合わせによる要介護度別分布についても検討を行った上、状態像の例との比較に基づき、要介護 3 に変更した。

介護審査会資料

申請区分：新規申請
被保険者区分：第1号被保険者

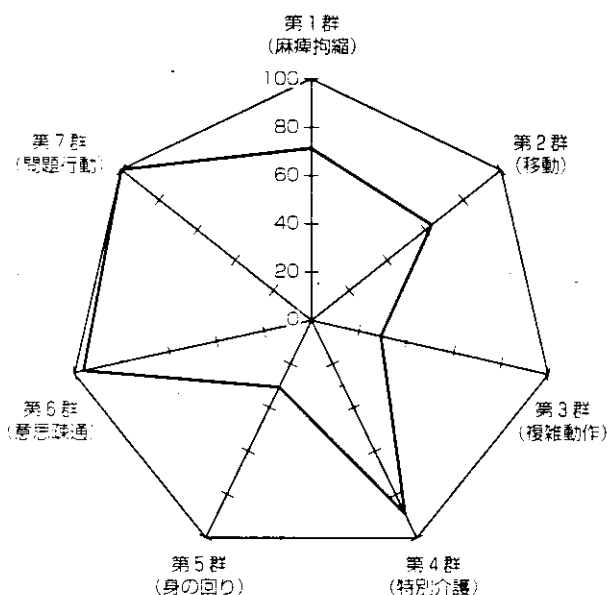
年齢：65
性別：男
過去の認定審査会結果：なし
前回認定有効期間：
前回介護保険審査会結果：なし
一次判定結果：要介護5
要介護認定等基準時間：119分
機能訓練+間接生活介助：30分
一次判定警告コード：



現在の状況
訪問介護（ホームヘルプサービス）：居宅
訪問入浴介護：0回/月
訪問看護：0回/月
訪問リハビリテーション：0回/月
居宅療養管理指導：0回/月
通所介護（デイサービス）：0回/月
通所リハビリテーション（デイケア）：0回/月
福祉用具貸与：0品目
短期入所生活介護：0日/月
短期入所療養介護：0日/月
痴呆対応型共同生活介護：0日/月
特定施設入所者生活介護：0日/月
福祉用具購入：1品目/6月間
住宅改修：あり

障害老人自立度：B1 痴呆性老人自立度：I

中間評価項目表



中間評価項目得点

第1群	第2群	第3群	第4群	第5群	第6群	第7群
71.6	62.9	29.2	89.5	32.9	95.2	100.0

（特別な医療）
点滴の管理
中心静脈栄養
透皮
スチームの設置
酸素療法
レスピレーター
気管切開の処置
疼痛の看護
経管栄養
モニター測定
褥瘡の処置
カテーテル

第1群 1. 麻痺（左-上肢）
（麻痺拘縮）（右-上肢）
（左-下肢）
（右-下肢）
（その他）
2. 拘縮（肩関節）
（肘関節）
（股関節）
（膝関節）
（足関節）
（その他）
ある
ある
ある

第2群 1. 寝返り
（移動）2. 起き上がり
3. 両足での座位
4. 両足つかない座位
5. 両足での立位
6. 歩行
7. 移乗
つかまる
自分で支えれば可
自分で支えれば可
支えが必要
できない
一部介助

第3群 1. 立ち上がり
（複雑動作）2. 片足での立位
3. 浴槽の出入り
4. 洗身
つかまれば可
支えが必要
行っていない
行っていない

第4群 1. ア. じよくそう
（特別介護）イ. 皮膚疾患
2. 片手胸元持ち上げ
3. 嚥下
4. ア. 尿意
イ. 便意
5. 排尿後の後始末
6. 排便後の後始末
7. 食事摂取
ときどきある
間接的援助
直接的援助

第5群 1. ア. 口腔清潔
（身の回り）イ. 洗顔
ウ. 髪髪
エ. つめ切り
2. ア. ボタンのかけはずし
イ. 上衣の着脱
ウ. スポン等の着脱
エ. 靴下の着脱
3. 居室の掃除
4. 糞の処理
5. 金銭の管理
6. ひどい物忘れ
7. 周囲への無関心
一部介助
一部介助
一部介助
全介助
一部介助
一部介助
全介助
一部介助
一部介助
全介助
ある

第6群 1. 視力
（意思疎通）2. 聴力
3. 意思の伝達
4. 指示への反応
5. ア. 毎日の日課を理解
イ. 生年月日をいう
ウ. 短期記憶
エ. 自分の名前をいう
オ. 今の季節を理解
カ. 場所の理解
ときどきできる

第7群 ア. 被害的
（問題行動）イ. 作話
ウ. 幻視幻聴
エ. 感情が不安定
オ. 昼夜逆転
カ. 暴言暴行
キ. 同じ話をする
ク. 大声をだす
ケ. 介護に抵抗
コ. 常時の徘徊
サ. 落ち着きなし
シ. 外出して戻れない
ス. 一人で出たがる
セ. 収集癖
ソ. 火の不始末
タ. 物や衣類を壊す
チ. 不潔行為
ツ. 異食行動
テ. 性的迷惑行動

認定調査票（特記事項）

1. 麻痺・拘縮に関連する項目についての特記事項

- (1-1 麻痺等の有無) 右片麻痺があり、右上肢全体の運動機能は消失している。右下肢も運動機能の低下を認める。
- (1-2 関節の動く範囲の制限の有無) 右肩関節は外転、挙上ともに 80° 付近で痛みがある。それ以上は無理。右手指は常に伸展した状態であるが、他動運動にて屈曲可能。

2. 移動等に関連する項目についての特記事項

- (2-1 寝返り) ベッド柵につかまることにより可能。
- (2-2 起き上がり) 左側臥位になり、肘をつきながら、なんとか起き上がれる。
- (2-3 両足がついた状態での座位保持) 背もたれがなくても可能。
- (2-4 両足がつかない状態での保持) 自分の手で支えればできるが、「10分間が限度だろう」と本人の弁。
- (2-5 両足での立位保持) 何かにつかまれば可能。
- (2-6 歩行) 病院でのリハビリでは何メートルかは歩いているものの、リハビリの先生がほとんど全介助している状態であり、また、家ではまったく歩行していないため「できない」とした。
- (2-7 移乗) ベッドと車いす、ベッドとポータブルトイレを近づけて設置しておけば見守りだけで可能だが、現在の状況としては転倒等の事故があってはいけないということから、妻が介助している頻度が多い。

3. 複雑な動作等に関連する項目についての特記事項

- (3-2 片足での立位保持) 何かにつかまれば、左足での立位保持が可能。
- (3-3 一般家庭用浴槽の出入り) 11月〇日退院後、入浴はしていない。退院16日後より入浴サービス利用予定。
- (3-4 洗身) 清拭のみしか行っていない。

4. 特別な介護等に関連する項目についての特記事項

- (4-4 ア 尿意) 前立腺肥大があるためか尿意あり。ポータブルトイレに座っても排尿に結びつかないことが日に1～2回程度ある。
- (4-5 排尿後の後始末) ポータブルトイレの排泄物の処理に援助が必要。
- (4-6 排便後の後始末) おしりがふけないので援助が必要。
- (4-7 食事摂取) 左手にスプーンやフォークを持ち、自分で食べる。ただし利き手は右。

5. 身の回りの世話等に関連する項目についての特記事項

- (5-1 ア 口腔清潔) 歯磨きをつけたり、タオルを準備したりすれば、自分で行う。
- (5-1 イ 洗顔) 十分ではないが、左手で行う。タオルの準備が必要。
- (5-1 ウ 整髪) 頭髪が短く行う必要性がないが、能力的には「一部介助」と判断した。
- (5-1 エ つめ切り) 左手では不可能なため「全介助」。
- (5-2 ア ボタンかけはずし) リハビリとして自分でさせるようにしており、なんとか自分でできている。
- (5-2 イ 上衣の着脱、5-2 ウ ズボン等の着脱) 自分でもする意欲はあるが、右麻痺があるためなんらかの介助が必要。
- (5-2 エ 靴下の着脱) 妻が全介助している。
- (5-3 居室の掃除) 妻がすべて行っている。
- (5-4 薬の内服) 管理は妻が行っており、袋を破るまでの援助が必要。
- (5-5 金銭の管理) 妻がすべて管理している。
- (5-6 ひどい物忘れ) 入浴サービスを利用することや、本日調査員が訪れること等、大事なことは前もって何回も伝えているにもかかわらず、すぐ忘れてしまい、「聞いていない」、「知らない」と言ったりすることがあり困る。頻度としては週1回以上。

6. コミュニケーションに関連する項目についての特記事項

- (6-3 意思の伝達) 後遺症のためか、自分の意思と裏腹なことを言ったりすることがあり、理解に苦しむことがある。頻度としては自分の意思を伝達できることのほうが多い。

概況調査 IV

「調査対象者の主訴、家族状況、住居環境、虐待の有無等について特記すべき事項」

- ・ 先月、居室から道までの数メートルに手すり付きスロープをつけた。現在、トイレを洋式にかえ、手すりをつける工事を行っている。
- ・ 本人に主訴を尋ねても「別に何もない」と言う。妻としては「もう少し足がしっかりして歩けるようになったらいいのに。今、頑張っているリハビリに期待している」との願望を抱いている（週2回、病院にてリハビリ施行中）。
- ・ 妻と次女との3人暮らし。長女はK市に住んでおり、子育てに専念しているため、リハビリに通院する際には長女が送迎している。次女は勤めに出ており、休日には介護の手助けもしてくれる。
- ・ 住居環境としては、外出用のきちんとしたスロープがある。しかし、退院してまだ2週間ということもあり、どこが支障になっているか分からない面もある。
- ・ 日常的に使用している機器・機械は、電動式ベッド、車いす、ポータブルトイレ。

主治医意見書

記入日 平成11年 12月 〇日

申請者	(ふりがな)	男・女	〒
	明・大・昭 年 月 日生(65歳)		
			連絡先 ()
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。 本意見書が介護サービス計画作成に利用されることに ☐ 同意する。 ☐ 同意しない。			
医師氏名		電話 ()	
医療機関名		FAX ()	
医療機関所在地			
(1) 最終診察日	平成 11年 12月 〇日		
(2) 意見書作成回数	☒ 初回 ☐ 2回目以上		
(3) 他科受診の有無	☐ 有 ☒ 無 (有の場合) → ☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 婦人科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻咽喉科 ☐ リハビリテーション科 ☐ 歯科 ☐ その他 ()		

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名 (特定疾病または障害の直接の原因となっている傷病名については1. に記入) 及び発症年月日			
1. 脳血管疾患	発症年月日	(昭和・平成 11年 7月 〇日頃)	
2. 脳出血後遺症、右片麻痺、失語症	発症年月日	(昭和・平成 11年 7月 〇日頃)	
3.	発症年月日	(昭和・平成 年 月 日頃)	
(2) 症状としての安定性		☒ 安定 ☐ 不安定 ☐ 不明	
(3) 介護の必要の程度に関する予後の見通し		☐ 改善 ☒ 不変 ☐ 悪化	
(4) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容 (最近6ヶ月以内に変化のあったもの及び特定疾病についてはその診断の根拠等について記入)			
平成11年7月〇日発症、翌々日に血腫除去術。 現在も残存する右片麻痺および失語症に対してリハビリ中である。 処方：降圧剤、抗てんかん剤			

2. 特別な医療 (過去14日間以内に受けた医療のすべてにチェック)

処置内容	☐ 点滴の管理	☐ 中心静脈栄養	☐ 透析	☐ ストーマの処置	☐ 酸素療法
	☐ レスビレーター	☐ 気管切開の処置	☐ 疼痛の看護	☐ 経管栄養	
特別な対応	☐ モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等) ☐ 褥瘡の処置				
失禁への対応	☐ カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル 等)				

3. 心身の状態に関する意見

(1) 日常生活の自立度等について	
・障害老人の日常生活自立度 (寝たきり度)	☐ 正常 ☐ J1 ☐ J2 ☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☒ B2 ☐ C1 ☐ C2
・痴呆性老人の日常生活自立度	☐ 正常 ☐ I ☒ IIa ☐ IIb ☐ IIIa ☐ IIIb ☐ IV ☐ M
(2) 理解および記憶	
・短期記憶	☒ 問題なし ☐ 問題あり
・日常の意思決定を行うための認知能力	☐ 自立 ☒ いくらか困難 ☐ 見守りが必要 ☐ 判断できない
・自分の意思の伝達能力	☐ 伝えられる ☐ いくらか困難 ☒ 具体的要求に限られる ☐ 伝えられない
・食事	☒ 自立ないし何とか自分で食べられる ☐ 全面介助
(3) 問題行動の有無 (該当する項目全てチェック)	
☐ 有 ☒ 無	
(有の場合) → ☐ 幻視・幻聴 ☐ 妄想 ☐ 昼夜逆転 ☐ 暴言 ☐ 暴行 ☐ 介護への抵抗 ☐ 徘徊 ☐ 火の不始末 ☐ 不潔行為 ☐ 異食行動 ☐ 性的問題行動 ☐ その他 ()	

(4) 精神・神経症状の有無
☒有 (症状名) ☐無
 (有の場合) → 専門医受診の有無 ☐有 () ☒無

(5) 身体の状態
 利き腕 (☒右 ☐左) 体重 = kg 身長 = cm 凡例

☐ 四肢欠損	(部位: 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	
☒ 麻痺	(部位: 右半身程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☒ 重)	
☐ 筋力の低下	(部位: 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	
☐ 褥瘡	(部位: 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	
☐ その他皮膚疾患	(部位: 程度: ☐ 軽 ☐ 中 ☐ 重)	

☒関節の拘縮 ・ 肩関節 ☒右 ☐左 ・ 股関節 ☒右 ☐左
 ・ 肘関節 ☒右 ☐左 ・ 膝関節 ☒右 ☐左
☐失調・不随意運動・上肢 ☐右 ☐左 ・ 体幹 ☐右 ☐左
 ・ 下肢 ☐右 ☐左

4. 介護に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針
☐尿失禁 ☒転倒・骨折 ☐徘徊 ☐褥瘡 ☐嚥下性肺炎 ☐腸閉塞 ☐易感染性
☐心肺機能の低下 ☐痛み ☐脱水 ☐その他 ()
 → 対処方針 (段差の解消)

(2) 医学的管理の必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いて下さい)
☐訪問診療 ☒短期入所療養介護 ☐訪問栄養食事指導
☐訪問看護 ☐訪問歯科診療 ☐その他 ()
☐訪問リハビリテーション ☐訪問歯科衛生指導
☒通所リハビリテーション ☐訪問薬剤管理指導

(3) 介護サービス (入浴サービス、訪問介護等) における医学的観点からの留意事項
 ・ 血圧について ☒特になし ☐あり ()
 ・ 嚥下について ☒特になし ☐あり ()
 ・ 摂食について ☒特になし ☐あり ()
 ・ 移動について ☐特になし ☒あり (移動時、介助が必要。)
 ・ その他 ()

(4) 感染症の有無 (有の場合は具体的に記入して下さい)
☐有 () ☒無 ☐不明

5. その他特記すべき事項

要介護認定に必要な医学的なご意見等をご記載して下さい。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載して下さい。(情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)

- ・ 移動には常時車いすを使用し、介護が必要である。
- ・ 失語症をとまなうため、外出時は常に見守りを必要とする。

